

近江八幡市におけるSDGs達成に向けた取組詳細(目標9)

No	事業名	【事業開始年月～事業終期年月】			SDGs該当目標	事業目標（指標）	事業概要
		過去	現在 H29 年度	未来			
1	近江八幡市第1次総合計画策定事業 【平成29年4月～次期改定まで】		★	★	1貧困をなくそう 2気候をゼロに 3すべての人に健康と福祉を 4質の高い教育をみんなに 5ジェンダー平等を實現しよう 6安全な水とトイレを世界中に 7エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8働きがいも経済成長も 9産業と技術革新の基盤をつくろう 10人や国の不平等をなくそう 11住み続けられるまちづくりを 12つくる責任つかう責任 13気候変動に具体的な対策を 14海の豊かさを守ろう 15陸の豊かさも守ろう 16平和と公正をすべての人に 17パートナーシップで目標を達成しよう	生活環境・都市基盤・教育・文化・産業・経済・健康福祉・人権・総務など、市の最上位計画として各分野の方針や基本計画を明確にする。加えて、SDGsの17の目標も視野にグローバルな観点をも取り入れたユニークな計画とする。 本事業は「基本構想」と「基本計画」から構成し、「基本構想」は、地方自治法に基づき定められる近江八幡市のまちづくりに関する基本的な考え方と、まちづくりの進め方の基本方向を提示する。 「基本計画」は、基本構想を受けて具体的に市政の施策方針を明らかにする実行計画とする。 なお、各分野ごとに計画年次等や個別の目標(数値等)を設定し、各目標年次までに事業・業務実施を行うものとする。KPIについても各分野ごとで異なるが、総合的な事業&施策評価のシステムの構築を目標とする。	今日の少子高齢化による地域課題の顕在化や、東日本大震災をはじめ近年の自然災害の大規模化・多様化など、社会情勢がめまぐるしく変化していることはもとより、他市町の総合計画策定状況や、当市まちづくりの更なる向上と進展を目指す中で、新たな「(第1次)近江八幡市総合計画」を策定する。 策定にあたっては、以下の基本的な視点により取組む。 ①「新市基本計画」の遺伝子を受け継ぎ、個別計画との整合を図り、事業・業務の補強をしながら市の最上位計画の策定を行う。 ②福祉、教育、農業など各個別計画との整合性を重視しながら策定を行う。(都市計画マスタープラン、農村振興基本計画、地域福祉計画、財政計画、人口ビジョン、各まちづくり構想等) ③計画のビジョンを市民へ提案(ワークショップや学区別説明会、フォーラムなど)することにより、官民一体的な構想とする。 ④長期期間(10年間)における市の「基本構想」と「基本計画」を定めることにより、住民が安全で安心して生活でき、「このまちに住んでよかった」と思える住民満足度の向上を図るとともに、自治体の経営戦略としての総合計画の策定を行う。
2	まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業 【平成27年10月～平成32年3月】	★	★	★	8働きがいも経済成長も 9産業と技術革新の基盤をつくろう 11住み続けられるまちづくりを	国のSDGs実施指針における8つの優先課題の3番目に掲げられている施策のうち①多様な人材力の発揮、⑫地方創生の本格展開を図ることにより、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域の特性に即した課題解決を進め、人口減少と地域経済の縮小を克服する、希望を生み出す強い経済を目指す。	まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成27年10月、近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定。 総合戦略に基づき取組んでいる各施策と重要業績評価指標(KPI)の達成状況を管理し、推進に向け広く意見を聴くため、外部有識者等による近江八幡市まち・ひと・しごと創生懇話会を平成29年3月に設置した。計画期間(平成27年度～平成31年度)中の重要業績評価指標(KPI)の達成に向け、懇話会を中心にPDCAサイクルを実施する。 ※重要業績評価指標(KPI)・・・組織の目標達成の度合いを定義する補助となる計量基準群
8	離島振興推進事業 【平成25年7月～平成35年3月】	★	★	★	8働きがいも経済成長も 9産業と技術革新の基盤をつくろう 11住み続けられるまちづくりを 14海の豊かさを守ろう	国のSDGs実施指針における8つの優先課題の3番目に掲げられている施策の中に、農林水産業の成長産業化として、漁業の持続可能かつ収益性の高い操業体制への転換や水産物の加工・流通・消費の拡大を促進する施策がある。また、農林漁村の振興として、伝統的な水産業の保全、観光の誘致等、外国人旅行者の受入や漁村民泊もある。これらを踏まえ、(仮称)沖島防災複合施設整備における浜プランの活用等を踏まえて取組む。 また、水産資源の持続的利用の推進、生物多様性の保全等の観点からも取組む。	平成25年7月に沖島が離島振興対策実施地域に指定されたことを受け、滋賀県離島振興計画が策定された。この計画に基づき、県、市、島民が緊密な連携を図り沖島の振興に取組んでいる。 取組の柱として、近江八幡市離島振興活動事業補助をはじめとする沖島町離島振興推進協議会の活動支援を行っている。
19	安土城跡ガイダンス施設事業 【平成21年5月～継続】	★	★	★	6安全な水とトイレを世界中に 9産業と技術革新の基盤をつくろう	特別史跡安土城跡ガイダンス施設という情報提供や観光の拠点となる施設を有効活用し、指定管理者(安土町商工会)や市民、教育・研究機関(大学)等の多様なステークホルダーの積極的な参画を一段と促すように取り組む。 年間20,000人の入館を目指して、ガイダンス施設が有する多機能の効果により、公衆衛生や環境保護の保持と意識の向上、自然生態系の保全、文化財保護と活用を図る。	「ガイダンス施設」は、文化庁が文化財保護法に基づき指定した特別史跡である安土城跡の管理責任を有している滋賀県が策定した「滋賀県特別史跡安土城跡保存管理計画書」に位置付けられ、特別史跡安土城跡を訪れる観光客の利便性を確保するために設置されたものであり、安土地域はもとより、近江八幡市域全体の観光施策の推進のために、施設が有している展示・休憩・情報提供・広告・市内の他観光施設等への回廊促進機能といった「おもてなしの心」による各種サービスを行っている。地域経済の活性化戦略や地元企業の支援という側面もあって経営発達支援事業に取り組んでいる安土町商工会が指定管理者となり、意欲的かつ革新的なアイデアを創出する拠点と成り得るよう取り組んでいる。同時に、特別史跡を公開している土地所有者及び管理者である県がトイレを設置していないため、年間7万人に及ぶ来訪者の排泄に関する課題があり、衛生面から野山で排泄することを防止する必要性があり、特に女性や赤ちゃん、身体障がい者等のニーズに配慮した、公共下水道に接続され水洗化された男女別のトイレ、ユニバーサルデザイン化された多目的トイレを設置運営して安全で快適なトイレを提供している。また、トイレの設置は、衛生面だけに留まらず、耕作等の水源の一つである当地域の環境を守ることができることから、生態系への保全も同時にできるとともに、史跡の保護面においても有効な対策と位置付けて取り組んでいる。

近江八幡市におけるSDGs達成に向けた取組詳細(目標9)

No	事業名	【事業開始年月～事業終期年月】			SDGs該当目標	事業目標（指標）	事業概要
		過去	現在 H29 年度	未来			
53	都市計画事務事業 【昭和48年12月～継続】	★	★	★	    	次の事項を踏まえ、適正な都市計画事務を行う。 ①適時、適切な都市計画審議会の開催 年間4～5回の開催を目安に、案件の発生と諮問時期を見極め、開催事務を適正に履行の上、開催する。 ②区域区分の見直し 提出済みの市案の平成30年3月の県都市計画審議会諮問を目標に、地権者や地元に対する説明会、資料提供、関係機関との調整等を実施する。 ③当市権限による都市計画の適正な決定、変更 集中とスピード感ある手続きの進捗を図り、当市のまちづくりに大きな効果がある都市施設や土地利用方針をニーズや好機を逃さず適正に決定、変更する。 ④証明書等の標準期間内の審査、発行 ⑤最新の情報、技術、知識の取得を目的とした訓練（研修）	当市の住みよいまちづくりに向けた総合的かつ計画的な行政運営を図る上位計画、ならびにその方向性に即応する整備、開発及び保全の方針に基づくまちづくりや土地利用の方針等の実現を目指し、市民と協働で当市の実情に応じ市民目線に立った都市計画を推進することを目的に、次のとおり取組む。 当市の特性を活かしたまちづくりの推進に必要な都市計画に関する諸般の事務を履行する。 ①都市計画審議会の開催 ②区域区分の見直しといった国、県の権限による都市計画の推進 ③都市施設、地区計画等の当市権限による都市計画の適正な決定、変更 ④都市計画に必要な証明の発行
55	開発指導事業 【昭和48年12月～継続】	★	★	★	   	次の事項を踏まえ、適正な開発指導を行う。 ①庁内における連携を確保し、各個別法を満たす開発行為への誘導を目的とする庁内連携の確保（行為に対する各課照会から回答までの標準期間内の適正処理） ②証明書等の標準期間内の審査、発行 ③最新の情報、技術、知識の取得を目的とした訓練（研修） ④法律や当市のまちづくりの基本的方針との整合確保に必要な開発許可運用指針等の見直し	当市における総合的かつ計画的な行政運営を図る上位計画に基づく土地利用の基本方針等の実現と市民ニーズへの呼応を念頭に、市民、開発事業者と協働で住みよい住環境の形成を図ることを目的として、次のとおり取組む。 機能的で良好な住環境を形成し保持するため、円滑で適正な都市計画法等各種許認可、ならびにその内容等につき審査し証明を行う。
56	無電柱化推進事業 【平成29年1月～継続】	★	★	★	  	①無電柱化推進法発布に伴う事業環境の変化の把握 ・公共機関や民間主催のセミナー等を通じた情報収集 ・最新の情報、技術、知識の取得を目的とした訓練（研修） ②近江八幡市無電柱化推進計画の策定 「無電柱化推進法」により、国は策定が義務付けられ、県ならびに市には努力義務付けがなされた。 当市では、国の策定動向を見極め策定する方向性を持っているが、現在のところ国と県の策定が平成29年6月から9月頃と見込まれていることから、当市の策定は早くても平成29年10月着手、年度内策定となる見込みである。 ③近江八幡市無電柱化推進条例の制定 無電柱化推進計画の策定と同様に、国の推進計画の策定動向や当市における施策の方向性、当市推進計画との整合等を鑑み制定する。当市の無電柱化推進計画策定と並行して取組み、制定時期は平成30年3月を目標とする。 ④民間開発区域における無電柱化推進のための制度設計 従来の道路管理者として実施する無電柱化推進に加え、民間住宅開発区域における推進を、当市独自の無電柱化推進手法として事業を展開し発信したい。そのために、開発事業業界を中心とした意見聴取や事業のバックボーンとなる財政的支援の拡充等を主とする制度設計を、当市の無電柱化推進計画の策定と並行して進める。	市民、電線管理者、開発事業者等との協働で、当市の防災、減災への寄与、独自の景観形成及び向上、安全安心かつ円滑な交通の確保といった市民ニーズに応え、当市が市民にとって一層住みよく誇りの持てるまちへと発展を遂げるための一助となることを目的に、無電柱化推進に取り組む。 ※無電柱化推進業務 ②当市の無電柱化推進計画の策定 ③無電柱化推進条例の制定 ④民間開発区域における無電柱化推進のための制度設計と実施